

（目的）

第一条 この規則は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十二条第二項の規定によりスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第二条 スポーツ推進委員は、区におけるスポーツの推進のため、次の職務を行う。

- 一 スポーツに関する事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 二 区民の求めに応じ、スポーツの実技の指導を行うこと。
- 三 区民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- 四 区の区域内の学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、協力すること。
- 五 スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、その求めに応じ、協力すること。
- 六 区民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、区民に対し、スポーツに関する指導及び助言を行うこと。

（定数）

第三条 スポーツ推進委員の定数は、三十三人以内とする。

（任期）

第四条 スポーツ推進委員の任期は、二年とし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解職することができる。

（服務）

第五条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに区長が定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第六条 スポーツ推進委員は、常に、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（委任）

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則（平成二十三年八月二十四日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。